

高崎経済大学学生部規程

平成23年度

規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学基本規則(平成23年度規程第3号)第20条の規定に基づき、学生部について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生部は、高崎経済大学学生及び大学院学生(以下「学生」という。)の学生生活全般に必要な支援を実施するとともに、学生の賞罰の審査を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 前条に定める目的を処理するため、学生部に次の組織を置く。

- (1) 学生支援委員会
- (2) 学生賞罰委員会

(学生部長及び学生部長補佐)

第4条 学生部長は、前条に定める組織を統括するほか、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 同窓生との連携、協力に関すること。
- (2) 学生の課外活動に関すること。
- (3) 学生の集会又は催しに関すること。
- (4) 学生の健康管理に関すること。
- (5) 学生の福利厚生に関すること。
- (6) 学生の生活指導に関すること。
- (7) 学生との連絡調整に関すること。

2 学生部長補佐は、前条に定める組織の運営及び前項に掲げる事項において、学生部長を補佐する。

(庶務)

第5条 学生部の庶務は、教育グループ学生支援チームにおいて処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月4日第79号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日第40号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月4日第25号)

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月2日第32号)

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日第33号)

この改正は、令和5年4月1日から施行する。